

# 八戸市勤労青少年ホーム運営審議会委員公募実施要領

下記のとおり、八戸市勤労青少年ホーム運営審議会の委員を公募する。

## 1 目 的

当審議会の委員を委嘱するに当たり、広く市民の意見を反映させるため、委員の一部を市民から公募することにより、市民参加の機会を提供する。

## 2 職 務

当審議会は、市長の諮問により八戸市勤労青少年ホームの運営について審議し、その結果を市長に答申する。

## 3 募集人員

当運営審議会の公募による委員の数は、1人とする。

## 4 任 期

任期は選任時（令和8年5月1日予定）から2年とする（ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする）。

## 5 報 酬

1回の出席につき、8,800円（税込）の報酬を支給する。ただし、交通費は支給しない。

## 6 会議の開催

審議会は、年2回程度開催予定。

## 7 応募条件

原則として当市に住所を有し、勤労青少年の保護及び福祉の増進に関し、知識、経験、関心等のある者。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 当市の他の審議会等の委員を三つ以上兼務している者
- (2) 当審議会の委員として既に構成員を推薦している団体に所属している者

## 8 応募方法

別に定める応募申込書により、郵送、持参、FAX又はEメールにより応募する。

その際、勤労青少年ホームに関する意見・提案等を400字程度の文章にまとめ、併せて提出する。

応募先：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

八戸市教育委員会社会教育課

TEL : 0178-43-9154 Fax : 0178-47-4997  
E メール shakyo@city.hachinohe.aomori.jp

## 9 募集期間

令和 8 年 2 月 24 日（火）から令和 8 年 3 月 19 日（木）まで（必着）

## 10 決定の方法

原則、書類選考とする。ただし、必要に応じて面接等を併せて行うことができるものとする。なお、選考基準に達しない時は、選任しない場合がある。

## 11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知するものとする。

## 12 選考結果の本人への提供

選考結果は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 69 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、次に掲げる条件の下、本人の求めに応じて本人に対して提供できるものとする。

### (1) 提供の求めの方法

社会教育課において口頭により行う。

### (2) 提供する情報の範囲

応募者の中での順位及び得点

### (3) 提供の方法

社会教育課において本人確認をした上で閲覧により行う。

### (4) 提供できる期間

選考結果通知日から 1 か月間とする。なお、当期間経過後は、法第 77 条の規定に基づく開示請求手続が必要となる。

## 13 応募申込書等の取扱い

受付した応募書類は、返却しないものとし、当審議会の公募以外の目的には使用しないものとする。

## 14 備 考

公募以外の委員は、八戸市勤労青少年ホーム条例第 16 条に定める学識経験者や企業主、関係行政機関の職員等で構成する予定である。

## 15 その他、附属機関の委員の公募に関する取扱いに定めるところによる。

## 附則

この要領は、令和 7 年 12 月 23 日から施行する。